

1 事業名

所沢市手数料条例の一部を改正する条例制定

2 事業の概要

個人番号カードの交付を促進するため、多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料を減額することに伴い、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内においては、草加市、入間市及び越生町で同様の条例改正等を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

なし

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

議案第 86 号 所沢市手数料条例の一部を改正する条例

◎所沢市手数料条例の一部改正（第 1 条関係）

附 則

（所沢市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

4 略

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

5 次に掲げる証明書等の交付に係る手数料については、第 2 条の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による証明書等の交付の場合には、10 円とする。

(1) 所得に関する証明書の交付

(2) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付

(3) 印鑑登録に関する証明書の交付

(4) 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付

◎所沢市手数料条例の一部改正（第 2 条関係）

附 則

（所沢市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

4 略

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

5 次に掲げる証明書等の交付に係る手数料については、第 2 条の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うこ

旧

附 則

（所沢市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

4 略

附 則

（所沢市認可地縁団体印鑑条例の一部改正）

4 略

（多機能端末機による証明書等の交付に係る手数料の特例）

5 次に掲げる証明書等の交付に係る手数料については、第 2 条の規定にかかわらず、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うこ

とにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）
による証明書等の交付の場合にあつては、10円とする。

- (1) 所得に関する証明書の交付
- (2) 住民票又は戸籍の附票の写しの交付
- (3) 印鑑登録に関する証明書の交付
- (4) 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付